

エネルギー管理標準

制定 平成18年 6月 1日
(全部改訂 平成27年12月22日)

国立大学法人 和歌山大学

目 次

第一章 総 則

1. 和歌山大学施設の概要	第一章 1 頁
(1) 用 途	
(2) 所 在 地	
(3) 敷地面積	
(4) 延床面積	
(5) 建物一覧	
(6) 主要設備概要	
2. エネルギー管理標準の目的・適用範囲並びに運用方法	第一章 6 頁
(1) 制定の目的	
(2) 適用範囲	
(3) 運用方法	
3. エネルギー管理体制	第一章 7 頁
(1) エネルギー管理組織と機能	
(2) 職責と権限	
(3) 教職員・学生の教育・訓練	
4. エネルギー管理方針の策定	第一章 9 頁
(1) エネルギー管理方針	
(2) 省エネルギー目標	
5. エネルギーの使用量の把握体制	第一章 9 頁
(1) 団地別・部局別エネルギー消費量の把握と環境管理データの把握	
(2) 系統図及び設備管理台帳の整備	

第二章 個別設備管理標準

1. エネルギー原単位管理標準	第二章 1 頁
2. パッケージエアコン(EHP)	第二章 2 頁
3. ガスヒーポン(GHP)	第二章 5 頁
4. 換気設備	第二章 8 頁
5. 給湯設備	第二章 11 頁
6. 照明設備	第二章 13 頁
7. 昇降機設備	第二章 16 頁
8. 給排水設備	第二章 17 頁
9. 受変電・配電設備	第二章 18 頁
10. 事務用機器	第二章 20 頁
11. 業務用機器	第二章 21 頁

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第一章 総 則	頁	1
		版 数	第1版

1. 和歌山大学施設の概要

(1) 用 途

学校

4 学部

4 大学院

1 専攻科

10 附属機関

事務局

(2) 所 在 地

栄谷団地：和歌山市栄谷930

吹上団地：和歌山市吹上1-4-1

西小二里団地：和歌山市西小二里2-5-18

西高松団地：和歌山市西高松1-7-20

(3) 敷地面積

栄谷団地：414,588m²

吹上団地：64,696m²

西小二里団地：12,141m²

西高松団地：5,000m²

合計：496,425m²

(4) 建物延床面積

栄谷団地：86,510m²

吹上団地：16,059m²

西小二里団地：3,793m²

西高松団地：1,680m²

合計：108,048m²

(5) 建物一覧

①栄谷団地

No.	建 物 名 称	建 築 年	構造・階	延床面積(m ²)
001	教育学部本館	1985	R5	10,814

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第一章 総 則	頁	2
		版 数	第1版

No.	建 物 名 称	建 築 年	構造・階	延床面積(m ²)
002	図書館・システム情報学センター	1985	R3	12,210
003	基礎教育棟	1985	R3	4,699
004	体育館	1985	R2	2,814
005	大学会館	1985	R2	2,632
006	音・美・技棟	1985	R2	2,080
007	設備棟	1985	R3	800
008	プール附属施設	1985	R1	145
009	排水処理施設	1985	R1	97
010	共用実験室	1985	R1	49
011	本部共通棟	1986	R4	2,675
012	課外活動施設 I	1986	S4	801
013	農器具庫	1986	S1	99
014	温室	1986	S1	54
015	生物環境装置室	1986	S1	51
016	体育器具庫（陸上競技場）	1986	S1	80
017	体育器具庫（多目的グラウンド）	1986	S1	43
018	弓道場	1986	S1	188
019	薬品庫	1986	R1	40
020	経済学部本館棟	1987	R5	4,087
021	経済学部講義棟	1987	R3	3,090
022	経済学部南棟	1987	R2	1,125
023	男子寄宿舍共用棟	1987	R1	198
024	男子寄宿舍渡り廊下	1987	R1	90
025	男子寄宿舍 A	1987	R5	960
026	男子寄宿舍 B	1987	R5	960
027	女子寄宿舍共用棟	1987	R1	173
028	女子寄宿舍	1987	R5	823
029	教育学部講義棟	1987	R2	1,351
030	課外活動施設 II	1987	S2	493
031	栄谷会館	1988	R2	436
032	体育器具庫（クレークコート）	1988	S1	43
033	教育学部車庫	1988	S1	54
034	経済学部車庫	1988	S1	54

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第一章 総 則	頁	3
		版 数	第1版

No.	建 物 名 称	建 築 年	構造・階	延床面積(m ²)
035	課外活動施設Ⅲ	1989	S2	312
037	教育実践総合センター	1994	R2	539
038	システム工学部A棟	1997	R8-1	13,754
039	ふれあい会館	1998	R1	574
040	システム工学部B棟	1999	R6	8,975
041	危険薬品庫	1999	R1	41
042	実験排水処理施設	1999	R1	14
043	産学連携・研究支援センター	2001	R3	1,150
044	特高受変電施設	2003	R2	291
045	総合研究棟	2003	R6	4,423
046	課外活動施設Ⅳ	2005	S1	99
047	マット小屋	2007	W1	91
048	トレーニングルーム	2007	S1	130
049	課外活動施設Ⅴ	2008	S1	16
050	観光学部本館棟	2010	W2	668
051	観光学部研究棟	2010	W2	1,000
052	観光学部ドーム・スタジオ棟	2010	W2	125

②吹上団地

No.	建 物 名 称	建 築 年	構造・階	延床面積(m ²)
001	中学校校舎	1989	R3-1	5,280
002	中学校体育館	1898	R2-1	2,079
003	ポンプ室	1989	R1	25
005	中学校車庫・倉庫	1989	R1-1	134
006	小学校校舎	1990	R3	6,801
007	小学校体育館	1990	R3	1,505
008	プール附属施設	1991	R1	235

③西小二里団地

No.	建 物 名 称	建 築 年	構造・階	延床面積(m ²)
001	管理部棟	1977	R2	695
002	中高等部棟	1977	R2	1,373
003	屋内運動場	1977	S1	405

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第一章 総 則	頁	4
		版 数	第1版

No.	建 物 名 称	建 築 年	構造・階	延床面積(m ²)
004	小学部棟	1978	R1	495
005	車庫	1979	R1	42
006	運動器具庫	1979	R1	38
007	プール機械室	1978	B1	13
008	プール器具庫	1978	B1	12
011	温室	1978	S1	26
014	屋外便所 I	1982	B1	5
016	屋外便所 II	1987	R1	12
017	日常生活訓練棟	1994	S2	466
018	農器具庫	2005	S1	24
019	車庫 II	2005	S1	20
020	作業実習室	2007	S1	51
021	金工・木工室	2010	S1	116

④西高松団地

No.	建 物 名 称	建 築 年	構造・階	延床面積(m ²)
049	松下会館	1961	R2	1,686

(6) 主要設備概要

①栄谷団地 主要設備

1) 電気設備

- ・ 特高22kV2回線（常用・予備）受電
変圧器2,000kVA×2台 並列運転 コンデンサ100kVA×2台
- ・ 高圧6.6kV受変電設備10カ所 変圧器6,395kVA（43台） コンデンサ825kVA（9台）

2) 空調・衛生設備

- ・ 揚水設備、排水設備
- ・ 空調、換気設備
- ・ 給湯設備
- ・ 水泳プール

3) 排水処理施設

- ・ 生活排水処理施設
- ・ 実験排水処理施設

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第一章 総 則	頁	5
		版 数	第1版

4) 昇降機設備

- ・エレベータ

②吹上団地 主要設備

1) 電気設備

- ・高圧6.6kV受電

高圧受変電設備 変圧器550kVA (4台) コンデンサ60kVA (2台)

2) 空調・衛生設備

- ・揚水設備、排水設備
- ・空調、換気設備
- ・給湯設備
- ・水泳プール

3) 排水処理施設

- ・生活排水処理施設

③西小二里団地 主要設備

1) 電気設備

- ・高圧6.6kV受電

高圧受変電設備 変圧器200kVA (2台) コンデンサ40kVA (2台)

2) 空調・衛生設備

- ・揚水設備、排水設備
- ・空調、換気設備
- ・給湯設備
- ・水泳プール

3) 排水処理施設

- ・生活排水処理施設

④西高松団地 主要設備

1) 電気設備

- ・高圧6.6kV受電

高圧受変電設備 変圧器70kVA (2台)

2) 空調・衛生設備

- ・揚水設備、排水設備
- ・空調、換気設備
- ・給湯設備

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第一章 総 則	頁	6
		版 数	第1版

2. エネルギー管理標準の目的・適用範囲並びに運用方法

(1) 制定の目的

本エネルギー管理標準は、国立大学法人和歌山大学の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という）及び和歌山大学の教育、研究活動に適合したエネルギー管理標準を策定し、地球温暖化防止のための省エネルギー活動を推進する。

(2) 適用範囲

エネルギー管理標準の適用範囲は、次のとおりとする。

1) 適用エネルギー

エネルギー管理標準の適用エネルギーは、本大学の外部から供給される「電力」・「固体燃料・液体燃料及びガス燃料等の化石燃料」等並びに、それらを用いて製造される「冷温熱」・「蒸気」・「光」及び「動力」等の加工エネルギーとする。

但し、非常用エネルギー並びに職員宿舎及びサテライトで使用されるエネルギーは適用対象外とする。

2) 適用対象設備機器

エネルギー管理標準の適用対象設備機器は、本大学に設置される「エネルギー受入れ設備機器」・「エネルギー加工設備機器」・「エネルギー輸送設備機器」及び「最終エネルギー使用設備機器」並びに「建物」とする。

3) 適用対象者

エネルギー管理標準の適用対象者は、本大学に出入する「大学教職員」・「施設業務委託先担当者」・「その他大学施設運営に関わる者」及び「学生」とする。

(3) 運用方法

エネルギー管理標準の運用方法については、以下の通りとする。

1) 制定と改廃及び改定の起案

エネルギー管理標準の制定と改廃及び改定の起案は、エネルギー管理企画推進者が行い、エネルギー管理統括者の承認を受けて発効する。

2) 改定要求とその処置

- ① エネルギー管理標準適用対象者は、エネルギー管理標準について改定の必要性を認めた場合、エネルギー管理員もしくは各部局のエネルギー管理責任者に対し、文書で改定の要求を行うことが出来るものとする。
- ② エネルギー管理員及び各部局のエネルギー管理責任者は、改定要求事項が合理的と判断した場合、エネルギー管理企画推進者に改定の要求を行うことが出来るものとする。

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第一章 総 則	頁	7
		版 数	第1版

3) 周知と遵守

- ① エネルギー管理標準の周知は、エネルギー管理企画推進者が行うものとする。
- ② エネルギー管理標準適用対象者は、エネルギー管理標準の規定を遵守するものとする。

3. エネルギー管理体制

(1) エネルギー管理組織と機能

- 1) エネルギー管理組織の長は、学長とする。
- 2) エネルギー管理組織図は、別紙1の通りとし機能は次の通りとする。
 - ① エネルギー管理組織は、本大学全体及び団地別・部局別の省エネルギー化推進に必要な方針及び方策の策定を行うものとする。
 - ② エネルギー管理組織は、本大学各団地別及び部局別のエネルギー使用結果の集約並びに評価分析を行うものとする。
 - ③ エネルギー管理組織は、本大学各団地別及び部局別のエネルギー使用状況に関する監査と評価を行うものとする。

(2) 職責と権限

- 1) 省エネルギー化推進を効果的に実施するために、職責と権限を定め周知する。
- 2) エネルギー管理統括者は、施設担当理事とする。
エネルギー管理統括者は、以下の項目について職責と権限を有するものとする。
 - ① エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること。
 - ② エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること。
 - ③ エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等に関すること。
 - ④ 中長期計画書及び定期報告書等の報告書の作成事務に関すること。
- 3) エネルギー管理企画推進者は、施設整備課長とする。
エネルギー管理企画推進者は、以下の項目について職責と権限を有するものとする。
 - ① エネルギー管理統括者の補佐を行う。
 - ② エネルギー管理標準に規定された事項及びエネルギー管理統括者の指示を実施するために必要な、関係者からの情報の受領並びに関係者への伝達を行う。
 - ③ エネルギー管理標準の制定・改廃及び改定に関する起案を行う。
- 4) エネルギー管理員は、資格所有者の内からエネルギー管理統括者が指名するものとする。
エネルギー管理員は、以下の項目について職責と権限を有するものとする。
 - ① 省エネルギー法に従って

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第一章 総 則	頁	8
		版 数	第1版

- a) エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持を行う。
- b) エネルギーの使用量及び使用状況の記録を行う。
- c) エネルギーを消費する設備に関する記録を行う。
- d) エネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃状況の記録を行う。
- ② エネルギーの使用の合理化に関する方策の策定並びに環境管理委員会への意見具申を行う。
- 5) 各部局のエネルギー管理責任者は、各部局担当事務長又は課長とする。
各部局エネルギー管理責任者は、以下の項目について職責と権限を有するものとする。
 - ① 担当部局のエネルギー使用実績の把握
 - ② 部局内部の省エネルギー活動の推進
 - ③ 環境管理委員会への参画
- (3) 教職員・学生の教育・訓練
 - 1) エネルギー管理に関する教職員・学生の教育・訓練を実施する。
 - 2) 教育・訓練の内容は次の通りとする。
 - ① 省エネ法の概要並びに同法に定められたエネルギー管理に関する事項
 - ② 本大学のエネルギー管理標準の内容と運用に関する事項
 - ③ 本大学のエネルギー使用状況に関する事項
 - ④ 省エネルギーを図るための留意事項、実行すべき事項
 - ⑥ その他省エネルギーに関する事項
 - 3) 教育・訓練の実施方法は、シンポジウムの開催、文書による周知、ホームページ掲載などの他、学外講習、学外研修にも積極的に参加する。

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第一章 総 則	頁	9
		版 数	第1版

4. エネルギー管理方針の策定

(1) エネルギー管理方針

1) 本大学の他方針に則して下記のエネルギー管理方針を定めるものとする。

- ① 地球温暖化防止のための省エネルギー活動を推進する。
- ② 定期的な見直しによりその継続的な改善を図る。
- ③ 大学活動のすべてにおいて、関連する法規制及び学内規定を遵守する。
- ④ 積極的に情報を開示する。

2) 本大学において、エネルギーを消費する設備機器の運転管理・計測記録・保守点検・新設及び更新措置に関して、エネルギー管理標準を設定し、これに準拠した管理を行うものとする。

(2) 省エネルギー目標

1) 中期目標の設定

5か年計画の中期目標を設定する。中期目標の設定に当たっては、日常管理における省エネルギー活動並びに、投資を伴う省エネルギー計画の予想効果を織り込むものとする。

2) 年度目標の設定

中期目標を年度毎に区分し、年度目標を設定するものとする。

3) 省エネルギー目標を設定もしくは見直しする場合は、下記事項を考慮して行うものとする。

- ① 省エネルギー法及び施設管理に関する法規制における要求事項の変化
- ② 省エネルギーに関する技術上の選択肢の変化
- ③ 本大学における財政上・運用上及び事業上の要求事項の変化

5. エネルギーの使用量の把握体制

(1) 団地別・部局別エネルギー消費量の把握と環境管理データの把握

1) 既存の積算電力量計・ガスメーター及び量水器等の計量器に加え、必要箇所に計量器を設置することによりエネルギー消費量を把握するものとする。

2) 各計量器による計量は、1か月に1回以上実施するものとする。

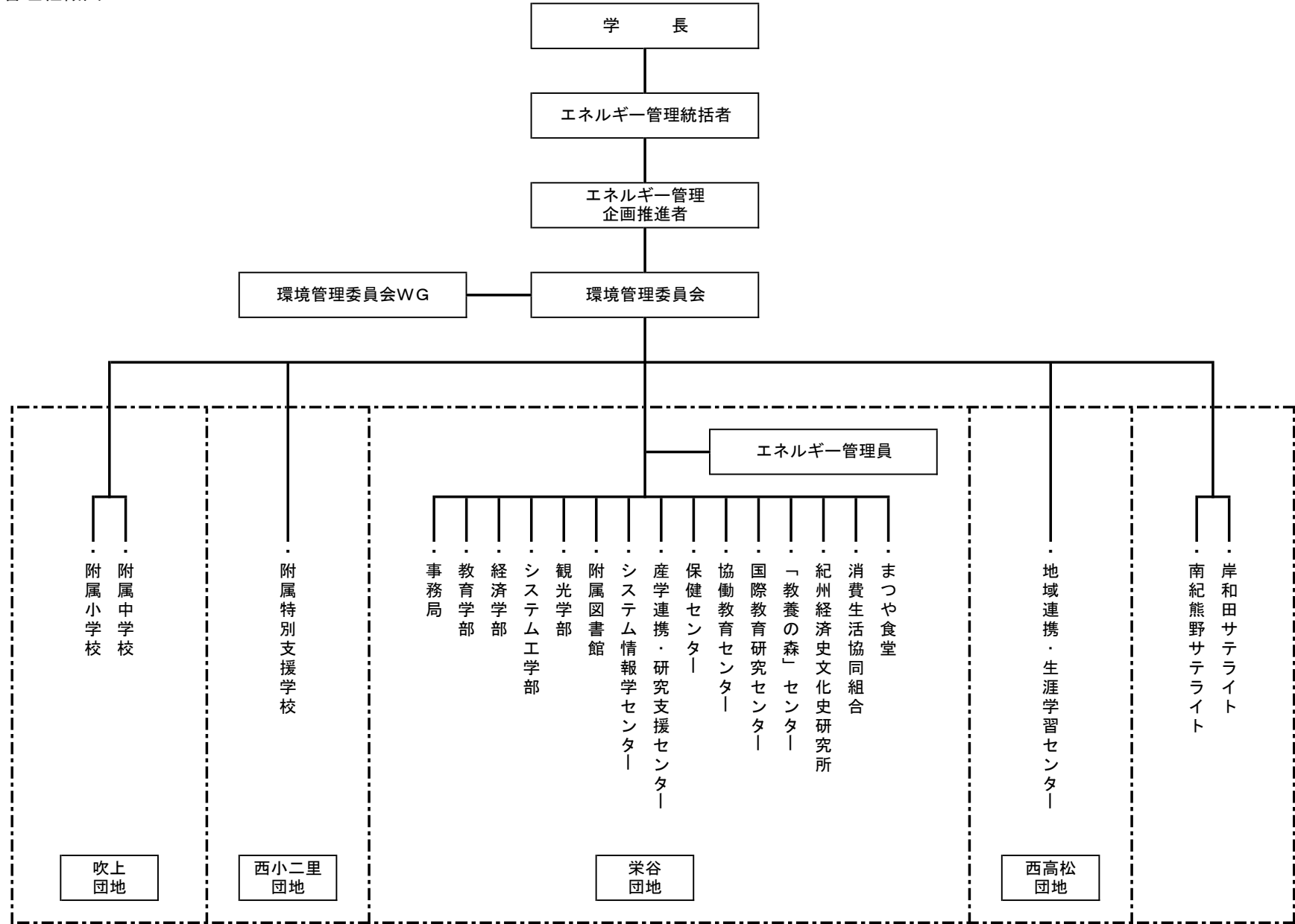
3) 環境管理のために室内の適当な場所に温度計を配置するものとする。

(2) 系統図及び設備管理台帳の整備

1) 受配電単線結線図・配電線路図・空調系統図及び給水等の系統図を整備して、エネルギーの流れを把握するものとする。

2) 受変電設備、空調設備等の設備管理台帳を整備し、主要な機器の仕様、設置年月、修理・改造内容等の履歴を記録し管理するものとする。

エネルギー管理組織図



※各部署のエネルギー管理責任者は、各部署担当事務長又は課長とする。

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	1
	エネルギー原単位管理標準	版数	第1版

<p>1. 目的 この管理標準は、国立大学法人和歌山大学のエネルギー管理を適切に実行して省エネルギーを実現する為に、エネルギー原単位管理標準を設定することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本大学が管理運営する施設全般（職員宿舎・サテライトは除く）に関するエネルギー原単位管理に適用する。</p>

項目	内容	管理基準
エネルギーの管理基準	<p>1. エネルギー原単位の管理</p> <p>① 省エネルギー目標の基本はエネルギー原単位によるものとし、エネルギーの使用の絶対量の管理は原単位管理を補完するものとする。</p> <p>② エネルギー原単位は分子に原油換算エネルギー使用量 [kℓ] を、分母には延床面積 [m²] を使用するものとし、年単位で管理するものとする。</p> <p>③ エネルギー原単位は本大学全体に加え、団地別にも管理するものとする。</p>	<p>単位 [kℓ/m²・年]</p>
	<p>2. エネルギーの使用の絶対量の管理</p> <p>① エネルギーの使用の絶対量は本大学全体・部局別及び建物別、並びに電力・ガス及び重油等の燃料別並びに給水の別で管理するものとする。</p>	<p>電力 月間使用量 [kWh] 年間使用量 [kWh]</p> <p>ガス 月間使用量 [m³] 年間使用量 [m³]</p> <p>重油 月間使用量 [m³] 年間使用量 [m³]</p> <p>給水 月間使用量 [m³] 年間使用量 [m³]</p>

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	2
	パッケージエアコン(EHP)	版数	第1版

1. 目的
この管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断の基準」に基づき、運転管理・計測記録・保守点検・新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲
本大学に設置された「パッケージエアコン(EHP)」に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
運 転 管 理	1. 空調運転区画の限定 ① パッケージエアコンの運転は、使用している区画のみに限定し、不必要な運転を行わない。 ② パッケージエアコンの運転停止が、区画使用者の判断に委ねられている場合は、運転区画に関する標準を区画使用者に周知徹底する。	1 (1)①ア	
	2. 空調負荷の軽減 ① パッケージエアコンの負荷の軽減に努める為、窓に設置してあるカーテンやブラインド等を有効に活用するよう、区画使用者に周知徹底する。	1 (1)①ア	
	3. 空調運転時間の管理 ① パッケージエアコンは、目的の区画の使用開始時に必要な状態になる最も遅い時間に運転を開始し、使用終了時は直ちに停止する。 ② パッケージエアコンの運転停止が、区画使用者の判断に委ねられている場合は、必要最小限の運転を区画使用者に周知徹底する。	1 (1)①ア	
	4. 室内温度・湿度の管理 ① 空気調和を実施している区画の室内温度設定は、夏期冷房時と冬期暖房時については政府推奨温度を基準に設定し、中間期については極力空調負荷を減少させるよう努めて設定し、これを維持する。 ② 空気調和を実施している区画の室内温度設定が、区画使用者の判断に委ねられている場合は、温度設定に関する標準を区画使用者に周知徹底する。 ③ 空気調和を実施している区画の室内湿度設定は、夏期冷房時、冬期暖房時と中間期に分けて設定し、これを維持する。 ④ 空気調和機に設置している加湿装置は、冬期以外は加湿運転を停止する。	1 (1)①ア	冷房：28℃ 暖房：19℃
	5. 稼働台数の制御 ① 複数の空気調和機で構成されている区画は、負荷の使用状況に応じて稼働機器の選択及び稼働台数の縮減に努める。 ② パッケージエアコンの運転停止が、区画使用者の判断に委ねられている場合は、稼働台数の制御に関する標準を区画使用者に周知徹底する。	1 (1)①カ	

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	3
	パッケージエアコン(EHP)	版数	第1版

項目	内容	判断基準番号	管理基準
計測記録	1. 温度・湿度の測定 ① 所定の位置で、温度・湿度を定期的に測定し、その結果を記録する。	1 (1) ②ア	1回/2ヶ月
	2. 電圧・電流の測定 ① 個別機器ごとに電圧・電流を測定し、その結果を記録する。	1 (1) ②イ	1回/年
保守点検	1. パッケージエアコンの保守点検 ① パッケージエアコンの熱損失を防止する為、ケーシングや冷媒配管の保温材や断熱材に剥離や損傷が無いか点検する。 ② パッケージエアコンの室内機の動力損失を防止する為、フィルターに目づまりが無いか点検し、定期的にフィルターを清掃する。 ③ パッケージエアコンの室外機の動力損失を防止する為、室外機熱交換器表面に塵埃の付着が無いか点検し、必要に応じ熱交換器表面を清掃する。	1 (1) ③ア	1回/3ヶ月 点検・清掃 シーズンイン時 点検 シーズンイン時 清掃 汚損が酷い時
	2. 自動制御装置の保守点検 ① パッケージエアコンの熱損失や動力損失を防止する為、自動制御装置(センサー部)の機能を点検する。	1 (1) ③イ	異常が見られた時
新設措置	1. 容量の選定 ① パッケージエアコンの容量は、熱需要の変化に柔軟に対応が出来るものとし、エネルギーの効率的利用を図るものとする。	1 (1) ④ア(7)	
	2. 運転する区画の設定 ① パッケージエアコンは、可能な限り個々の区画ごとに個別制御が出来るものとする。	1 (1) ④ア(7)	
	3. 高効率機器の選定 ① パッケージエアコンは、効率の高い機器を選定するものとする。	1 (1) ④ア(イ)	
	4. 容量の制御 ① パッケージエアコンは、回転数制御装置等による変風量システムを採用し、負荷に応じた運転制御が出来るものとする。	1 (1) ④ア(イ)	

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	4
	パッケージエアコン(EHP)	版数	第1版

項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
新 設 措 置	5. 室外機の設置場所 ① パッケージエアコンの室外機の設置は、設置場所の日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮する。	1 (1)④ア(キ)	
	6. 計測と管理 ① 空気調和を実施する区画ごとに温度・湿度等空気調和の効率の改善に必要な事項の計測に必要な機器を設置し、適切な空気調和の制御・運転分析が出来るものとする。	1 (1)④ア(ク)	
	7. 特定機器の機種を選定 ① エネルギーの使用の合理化に関する法律第78条第1項により定められたエネルギーを消費する機械器具(特定エネルギー使用機器)に該当するパッケージエアコンを新設する場合は、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のもの採用を考慮する。	1 (1)④イ	

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	5
	ガスヒーポン(GHP)	版数	第1版

1. 目的
この管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断の基準」に基づき、運転管理・計測記録・保守点検・新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲
本大学に設置された「ガスヒーポン(GHP)」に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
運 転	1. 空調運転区画の限定 ① ガスヒーポンの運転は、使用している区画のみに限定し、不必要な運転を行わない。 ② ガスヒーポンの運転停止が、区画使用者の判断に委ねられている場合は、運転区画に関する標準を区画使用者に周知徹底する。	1 (1)①ア	
	2. 空調負荷の軽減 ① ガスヒーポンの負荷の軽減に努める為、窓に設置してあるカーテンやブラインド等を有効に活用するよう、区画使用者に周知徹底する。	1 (1)①ア	
	3. 空調運転時間の管理 ① ガスヒーポンは、目的の区画の使用開始時に必要な状態になる最も遅い時間に運転を開始し、使用終了時は直ちに停止する。 ② ガスヒーポンの運転停止が、区画使用者の判断に委ねられている場合は、必要最小限の運転を区画使用者に周知徹底する。	1 (1)①ア	
管	4. 室内温度・湿度の管理 ① 空気調和を実施している区画の室内温度設定は、夏期冷房時と冬期暖房時については政府推奨温度を基準に設定し、中間期については極力空調負荷を減少させるよう努めて設定し、これを維持する。 ② 空気調和を実施している区画の室内温度設定が、区画使用者の判断に委ねられている場合は、温度設定に関する標準を区画使用者に周知徹底する。 ③ 空気調和を実施している区画の室内湿度設定は、夏期冷房時、冬期暖房時と中間期に分けて設定し、これを維持する。	1 (1)①ア	冷房：28℃ 暖房：19℃
理	5. 稼働台数の制御 ① 複数の空気調和機で構成されている区画は、負荷の使用状況に応じて稼働機器の選択及び稼働台数の縮減に努める。	1 (1)①カ	

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	6
	ガスヒーポン(GHP)	版数	第1版

項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
計測 記録	1. 温度・湿度の測定 ① 所定の位置で、温度・湿度を定期的に測定し、その結果を記録する。	1 (1)②ア	1回／2ヶ月
	2. 電圧・電流の測定 ① 個別機器のごとに電圧・電流を測定し、その結果を記録する。	1 (1)②イ	1回／2ヶ月
保 守 点 検	1. ガスヒーポンの保守点検 ① ガスヒーポンの熱損失を防止する為、ケーシングや冷媒配管の保温材や断熱材に剥離や損傷が無い点検する。 ② ガスヒーポンの室内機の動力損失を防止する為、フィルターに目づまりが無い点検し、定期的にフィルターを清掃する。 ③ ガスヒーポンの室外機の動力損失を防止する為、室外機熱交換器表面に塵埃の付着が無い点検し、必要に応じ熱交換器表面を清掃する。	1 (1)③ア	1回／3ヶ月 点検・清掃 シーズンイン時 点検 シーズンイン時 清掃 汚損が酷い時
	2. 自動制御装置の保守点検 ① ガスヒーポンの熱損失や動力損失を防止する為、自動制御装置(センサー部)の機能を点検する。	1 (1)③イ	異常が見られた時

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	7
	ガスヒーポン(GHP)	版数	第1版

--	--	--	--

項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
新 設 措 置	1. 容量の選定 ① ガスヒーポンの容量は、熱需要の変化に柔軟に対応が出来るものとし、エネルギーの効率的利用を図るものとする。	1 (1)④ア(7)	
	2. 運転する区画の設定 ① ガスヒーポンは、可能な限り個々の区画ごとに個別制御が出来るものとする。	1 (1)④ア(7)	
	3. 高効率機器の選定 ① ガスヒーポンは、効率の高い機器を選定するものとする。	1 (1)④ア(イ)	
	4. 容量の制御 ① ガスヒーポンは、回転数制御装置等による変风量システムを採用し、負荷に応じた運転制御が出来るものとする。	1 (1)④ア(エ)	
	5. 室外機の設置 ① ガスヒーポンの室外機の設置は、設置場所の日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮する。	1 (1)④ア(キ)	
	6. 計測と管理 ① 空気調和を実施する区画ごとに温度・湿度及び炭酸ガス濃度等空気調和の効率の改善に必要な事項の計測に必要な機器を設置し、適切な空気調和の制御・運転分析が出来るものとする。	1 (1)④ア(ク)	

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	8
	換気設備	版数	第1版
<p>1. 目的 この管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断の基準」に基づき、運転管理・計測記録・保守点検・新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本大学に設置された「換気設備」に適用する。</p>			
項目	内 容	判断基準番号	管 理 基 準
運 転 管 理	<p>1. 運転する区画の限定</p> <p>① 換気設備の運転は、使用している区画のみに限定し、不必要な運転を行わない。</p> <p>② 換気設備の運転停止が、区画使用者の判断に委ねられている場合は、運転区画に関する標準を区画使用者に周知徹底する。</p>	1 (1)①キ	
	<p>2. 換気量の管理</p> <p>① 臭気を発生していない区画は、換気設備を運転している区画の室内炭酸ガス濃度が、1,000ppmを超えない範囲で換気量を調整する。但し、一酸化炭素濃度・浮遊粉塵量が法定値を超える場合は、全ての項目が満たされる換気量とする。</p> <p>② 臭気を発生している区画は、換気設備を運転している区画の臭気が区画外へ漏出しない範囲で換気量を調整する。但し、室内炭酸ガス濃度・一酸化炭素濃度・浮遊粉塵量が法定値を超える場合は、全ての項目が満たされる換気量とする。</p>	1 (1)①キ	炭酸ガス濃度 1,000ppm以下
	<p>3. 運転時間の管理</p> <p>① 換気設備は、目的の区画の使用開始時に必要な状態になる最も遅い時間に運転を開始し、使用終了時は、直ちに停止する。</p> <p>② 換気設備の運転停止が、区画使用者の判断に委ねられている場合は、運転時間に関する標準を区画使用者に周知徹底する。</p>	1 (1)①キ	
計 測 記 録	<p>1. 炭酸ガス濃度の測定</p> <p>① 所定の位置で、炭酸ガス濃度を定期的に測定し、その結果を記録する。</p>	1 (1)②ウ	1回/2ヶ月
	<p>2. 運転電流とフィルター差圧の測定</p> <p>① 換気設備の送風機ファン運転電流を所定の位置で定期的に測定し、その結果を記録する。</p> <p>② 換気設備のフィルター差圧を所定の位置で定期的に測定し、その結果を記録する。</p>	1 (1)②ウ	1回/年 1回/3ヶ月

--	--	--	--

項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
保 守 点 検	1. 自動制御装置の保守点検 ① 換気設備の熱損失や動力損失を防止する為、機械室及び電気室の自動制御装置(制御盤・センサー部・操作機構部)の機能を点検する。	1 (1)③イ	1回/年
	2. 換気設備の保守点検 ① 換気設備の動力損失を防止する為、フィルターに目づまりが無い点検し、フィルター差圧が設定値以上になった場合は、フィルターを交換若しくは清掃する。	1 (1)③ウ	1回/年
	② 換気設備の動力損失を防止する為、換気用吹出し口や吸込み口周辺に通風障害が無い点検し、障害がある場合は障害を除去する。		1回/年
	③ 換気設備の動力損失を防止する為、外気取入れ口に詰まりが無い点検し、詰まっている場合は詰まりを除去する。		1回/年
	④ 換気設備の動力損失を防止する為、厨房排気ダクト内の汚れ具合を点検し、必要に応じ排気ダクト内を清掃する。		点検 1回/年 清掃 汚損が酷い時
	⑤ 換気設備の動力損失を防止する為、厨房排気ファンの汚れ具合を点検し、必要に応じ排気ファンを清掃する。		点検 1回/年 清掃 汚損が酷い時
	⑥ 換気設備の動力損失を防止する為、送風機ファン駆動用ベルトの張り具合に異常が無い点検し、異常がある場合は張り具合を調整する。		1回/年
	⑦ 換気設備の動力損失を防止する為、送風機ファン駆動用ベルトに損傷が無い点検し、損傷が有る場合はベルトを交換する。		1回/年
	⑧ 換気設備の動力損失を防止する為、送風機ファンや駆動用電動機のベアリングに異音や過熱・振動が無い点検する。		送風機 1回/月 天井扇・換気扇 1回/年
⑨ 換気設備の動力損失を防止する為、定期に送風機ファンのベアリングに給油する。	1回/年		

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	10
	換気設備	版数	第1版

--	--	--	--

項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
新 設 措 置	1. 容量の選定 ① 換気設備の容量は、需要の変化に柔軟に対応出来るものとし、エネルギーの効率的利用を図るものとする。	1 (1)④ウ	
	2. 全熱交換器の採用 ① 換気設備は、外気取入れ部に室内排気との全熱交換器を採用し、夏期冷房時や冬期暖房時の空調負荷を軽減するものとする。	1 (1)④ア(オ)	

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	11
	給湯設備	版数	第1版
<p>1. 目的 この管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断の基準」に基づき、運転管理・計測記録・保守点検・新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本大学に設置された「給湯設備」に適用する。</p>			
項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
運 転 管 理	<p>1. 供給箇所の限定</p> <p>① 給湯設備の供給箇所は、使用する範囲に限定し、不必要な運転を行わない。</p>	1 (2) ①カ	
	<p>2. 供給期間の管理</p> <p>① 給湯設備の供給期間は、給湯を必要とする期間に限定し、不必要な運転を行わない。</p> <p>② 給湯設備は、給湯の使用開始時に必要な状態になる最も遅い時間に運転を開始し、使用終了時は直ちに停止する。</p> <p>③ 給湯設備の運転停止が、区画使用者の判断に委ねられている場合は、運転時間に関する標準を区画使用者に周知徹底する。</p>	1 (2) ①カ	
	<p>3. 給湯温度の管理</p> <p>① 給湯温度の設定が、区画使用者の判断に委ねられている場合は、温度設定に関する標準を区画使用者に周知徹底する。</p>	1 (2) ①カ	
	<p>4. 稼働台数の制御</p> <p>① 複数の給湯器で構成されている区画は、負荷の使用状況に応じて稼働機器の選択及び稼働台数の縮減に努める。</p>	1 (2) ①ク	
計 測 記 録	<p>1. 給水量の測定</p> <p>① 所定の位置で給水量を定期的に測定し、その結果を記録する。</p>	1 (2) ②イ	1回/月
	<p>2. 給湯温度の測定</p> <p>① 所定の位置で給湯温度を定期的に測定し、その結果を記録する。</p>	1 (2) ②イ	1回/月
保 守 点 検	<p>1. 給湯器の保守点検</p> <p>① 給湯設備は効率低下を防止するため、熱交換器に付着したすすの確認を行う。(50号以上のガス給湯器)</p> <p>② バーナーの燃焼状態の点検を行う。</p>	1 (2) ③ウ	1回/年
			1回/年

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	12
	給湯設備	版数	第1版

--	--	--	--

項目	内 容	判断基準 番 号	管 理 基 準
新 設 措 置	1. 容量の選定 ① 給湯設備の容量は、給湯負荷の変化に柔軟に対応が出来るものとし、エネルギーの効率的利用を図るものとする。	1 (2) ④エ (7)	
	2. 給湯方式の選定 ① 給湯設備の給湯方式は、使用量や使用時間等を総合的に勘案して中央方式と局所方式からエネルギーの効率的利用が図れる方式を選択する。	1 (2) ④エ (1)	
	3. 加熱方式の選定 ① 給湯設備の加熱源は、ヒートポンプシステムや潜熱回収方式等のエネルギーの効率的利用が図れる方式の採用を考慮する。	1 (2) ④エ (7)	
	4. 特定機器の機種選定 ① エネルギーの使用の合理化に関する法律第78条第1項により定められたエネルギーを消費する機械器具(特定機器)に該当する給湯設備を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮する。	1 (2) ④オ	

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	13
	照明設備	版数	第1版

1. 目的
この管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断の基準」に基づき、運転管理・計測記録・保守点検・新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2. 適用範囲
本大学に設置された「照明設備」に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
運 転	<p>1. 照度の管理</p> <p>① 照明設備は、使用する区画ごとに日本工業規格（JISZ9110）に準ずる照度基準を設定し、これを維持する。</p> <p>製図室、事務室、実験実習室 教室、研究室、会議室、集会室、閲覧室 玄関ホール、エレベータホール 便所・洗面所・更衣室・階段 電気室・機械室 廊下・エレベータ・倉庫</p>	1 (3) ①ア	<p>600±200 [Lx] 500±200 [Lx] 300±200 [Lx] 100~200 [Lx] 150~300 [Lx] 75~150 [Lx]</p>
	管 理	<p>2. 適正運用</p> <p>① 昼光で十分な照度が得られる場合で施設運営上支障がない場合については、その区画の照明設備の全部又は一部を消灯若しくは減光する。</p> <p>② 常時使用しない区画で保安上・安全上の問題が無い場合については、その区画の使用時以外は照明設備を消灯若しくは減光する。</p> <p>③ 照明設備の運用が、区画使用者の判断に委ねられている場合は、照明設備の適正運用に関する標準を区画使用者に周知徹底する。</p> <p>④ 玄関ホール・廊下等の照明設備は、点灯・消灯時間を設定し、運用する。</p> <p>⑤ 外灯は、タイマーやEESスイッチ等による自動点灯・消灯とし、タイマーの点灯・消灯時刻の設定は、日の出・日の入り時刻に合わせてきめ細かく調整する。</p>	1 (3) ①ア

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	14
	照明設備	版数	第1版

--	--	--	--

項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
計 測 記 録	<p>1. 照度の測定</p> <p>① 所定の測定点で照度を定期的に測定し、その結果を記録する。</p> <p>② 照度測定の方法は日本工業規格(JISC7612)に準ずる方法とする。 照度は特に断らない限り水平面照度を測定する。 照度測定面の高さは、室内に机、作業台などの作業対象面がある場合は、その上面または上面から5cm以内の仮想面とする。 特に指定のない場合は、床上80±5cm、和室の場合は畳上40±5cm、廊下、屋外の場合は、床面または地面上15cm以下とする。</p>	1(3)②	<p>1回/年</p> <p>※照度基準に乖離がみられる場合は、設備更新時に考慮する。</p>
	保 守 点 検	<p>1. 照明器具及び光源ランプ等の清掃</p> <p>① 光束減少によるエネルギー損失を防止する為、定期的に照明器具表面や反射板・光源ランプ表面を清掃する。</p>	1(3)③ア
<p>2. 光源ランプの交換</p> <p>① 光源ランプの交換は、基準を決めて実施する。</p>		1(3)③ア	ランプ切れ発見時
新 設 措 置	<p>1. 省エネルギー型器具の選定</p> <p>① 照明器具は、電子回路式安定器(インバーター)を点灯回路に使用した蛍光ランプ(Hf 蛍光ランプ)や高輝度放電ランプ(HIDランプ)、LED等の省エネルギー型器具の導入について考慮する。</p> <p>② 既設照明器具の光源ランプ交換時は、可能な限り節電型ランプを使用するものとする。</p>	<p>1(3)④ア(7)</p> <p>1(3)④ア(1)</p>	
	<p>2. 保守性の考慮</p> <p>① 照明器具は、清掃や光源ランプの交換等の保守が容易な器具を選択する。</p> <p>② 照明器具の設置場所や設置方法は、保守の容易な場所や方法を選択する。</p>	1(3)④ア(7)	
	<p>3. 総合効率の考慮</p> <p>① 照明器具は、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮する。</p>	1(3)④ア(1)	

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	15
	照明設備	版数	第1版

--	--	--	--

項目	内 容	判断基準 番 号	管 理 基 準
新 設 措 置	<p>4. 昼光の利用</p> <p>① 昼光を利用することが出来る場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にして単独で点灯・消灯が出来るものとする。</p> <p>② 昼光を利用することが出来る場所の照明設備は、センサー等を用いて自動で消灯若しくは減光が出来るものとする。</p>	1 (3) ④ア(オ)	
	<p>5. 無駄な照明の防止</p> <p>① 無駄な照明を防止する為、人体感知装置の設置やタイマーの利用・保安設備等との連動をして不必要な場所及び時間帯の消灯若しくは減光が出来るものとする。</p>	1 (3) ④ア(カ)	
	<p>6. 特定機器の機種を選定</p> <p>① エネルギーの使用の合理化に関する法律第78条第1項により定められたエネルギーを消費する機械器具(特定エネルギー消費機器)に該当する照明設備を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮する。</p>	1 (3) ④イ	

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	16
	昇降機設備	版数	第1版
<p>1. 目的 この管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断の基準」に基づき、運転管理・保守点検・新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本大学に設置された「昇降機設備」に適用する。</p>			
項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
運 転 管 理	<p>1. 運転時間の管理</p> <p>① 昇降機設備は、施設の使用開始時に運転を開始し、使用終了後は直ちに停止する。</p> <p>② 昇降機設備が複数台有る場合は、時間帯や使用状況に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により、昇降機設備の総合的なエネルギー効率の向上に努める。</p>	1 (3) ①イ	
保 守 点 検	<p>1. 昇降機設備の保守点検</p> <p>① 昇降機設備の動力損失を防止する為、安全点検とともに摺動部への給油等の摩擦低減に必要な措置を講ずる。</p>	1 (3) ③イ	1回/月
新 設 措 置	<p>1. 高効率機器の選定</p> <p>① 昇降機設備の制御方式は、建築物の用途・規模等を考慮して効率の高い制御方式を選択する。</p> <p>② 昇降機設備の駆動方式は、建築物の用途・規模等を考慮してエネルギー効率の高い駆動方式を選択する。</p> <p>③ 昇降機設備の設置計画は、建築物の用途・規模等を総合的に勘案して必要な輸送能力に応じた設置計画を立てる。</p>	1 (3) ④ウ	

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	17
	給排水設備	版数	第1版

1. 目的
この管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断の基準」に基づき、保守点検を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
2. 適用範囲
本大学に設置された「給排水設備」に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
保 守 点 検	1. 給排水設備の保守点検	1 (3) ③ウ	
	① 給排水設備の動力損失を防止する為、ポンプのベアリングに異音や過熱・振動が無い点検する。		1回/6ヶ月
	② 給排水設備の動力損失を防止する為、ポンプのカップリング部に軸芯の狂いやカップリングゴムの摩耗等が無い点検する。		1回/6ヶ月
	③ ポンプのグランド部漏水量を点検し、適正に調整する。		1回/6ヶ月

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	18
	受変電・配電設備	版数	第1版

1. 目的
この管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断の基準」に基づき、運転管理・計測記録・保守点検・新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2. 適用範囲
本大学に設置された「受変電・配電設備」に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
運 転 管 理	1. 変圧器の管理 ① 変圧器は、設備容量、需要率等を考慮して必要な容量を把握するとともに、変圧器の遮断等により無負荷損を低減する。	1 (4) ①ア	軽負荷時に変圧器を遮断
	2. 受電力率の管理 ① 受変電・配電設備の受電端における力率を98%以上で過度の進み力率としないように、高圧進相コンデンサを制御する。	1 (4) ①イ	力率：98%以上
計 測 記 録	1. 総合的な効率の把握に必要な事項の測定 ① 受変電・配電設備の電圧・電流・力率・電力を定期的に測定し、その結果を記録する。 ② 受変電・配電設備の電力量を定期的に測定し、その結果を記録する。 ③ 受変電・配電設備の最大電力（又は最大電流）を定期的に測定し、その結果を記録する。 ④ 変圧器の温度を定期的に測定し、その結果を記録する。	1 (4) ②	1回/月 1回/月 (毎月同日を基本とする) 1回/月 1回/月
保 守 点 検	1. 受変電・配電設備の保守点検 ① 受変電・配電設備を良好な状態に維持する為、自家用電気工作物保安規程に基づき定期的に保守点検を実施する。	1 (4) ③	保安規程による

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	19
	受変電・配電設備	版数	第1版

--	--	--	--

項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
新 設 措 置	1. 高効率機器の選定 ① 変圧器は、高効率機器を選定するものとする。	1 (4) ④ア	
	2. 容量等の選定 ① 受変電・配電設備の容量は、電力需要の変化に柔軟に対応が出来るものとし、エネルギーの効率的利用を図るものとする。 ② 受変電・配電設備の配置は、電力需要の位置関係に鑑み効率の高い配置とする。	1 (4) ④ア	
	3. 特定機器の機種を選定 ① エネルギーの使用の合理化に関する法律第78条第1項により定められたエネルギーを消費する機械器具(特定エネルギー使用機器)に該当する変圧器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮する。	1 (4) ④イ	
	4. ビル管理システム(BEMS)の採用 ① ビルの総合的なエネルギー効率の向上を図る為、電気設備や空気調和設備等を総合的に管理し評価するBEMSの採用を考慮する。	1 (4) ④ウ	

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	20
事務用機器		版数	第1版
<p>1. 目的 この管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断の基準」に基づき、運転管理・保守点検・新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本大学に設置された「事務用機器」に適用する。</p>			
項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
運 転 管 理	<p>1. 事務用機器の運転</p> <p>① 事務用機器は、使用時のみ運転し使用終了後は、直ちに停止する。</p>	1 (6) ①	
保 守 点 検	<p>1. 事務用機器の保守点検</p> <p>① 事務用機器の効率を維持する為、大型事務機器等は定期的に保守点検を実施する。</p> <p>② 事務用サーバーは定期的に清掃を実施し、埃等の除去に努める。</p>	1 (6) ②	<p>メーカーが推奨する点検を実施 1回/年</p>
新 設 措 置	<p>1. 特定機器の機種を選定</p> <p>① エネルギーの使用の合理化に関する法律第78条第1項により定められたエネルギーを消費する機械器具(特定エネルギー使用機器)に該当する事務用機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮する。</p>	1 (6) ③	

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	21
	業務用機器	版数	第1版

1. 目的
この管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断の基準」に基づき、運転管理・計測記録・保守点検・新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2. 適用範囲
本大学に設置された「業務用機器(厨房機器・業務用冷蔵庫・自動販売機)」に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管 理 基 準
運 転 管 理	1. 業務用機器の運転 ① 厨房機器は、使用時間帯を決めて運転し、使用終了後は直ちに停止する。 ② 業務用冷蔵庫は、食品の詰め過ぎや庫内温度の冷え過ぎが無いよう管理し、エネルギー効率の向上に努める。 ③ 自動販売機の電照装置は、使用時のみ点灯し、その他の時間は消灯若しくは減光する。	1 (7)①	
計 測 記 録	1. 業務用機器の稼働状態の把握 ① 厨房用冷蔵庫の庫内温度を定期的に測定し、その結果を記録する。 ② 自動販売機の使用電力量を定期的に測定し、その結果を記録する。	1 (7)②	1回/日 1回/月 (毎月同日を基本とする)
保 守 点 検	1. 業務用機器の保守点検 ① 業務用機器の効率を維持する為、定期的に保守点検を実施する。	1 (7)③	メーカーが推奨する点検を実施

省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準	第二章 個別設備管理標準	頁	22
	業務用機器	版数	第1版

--	--	--	--

項目	内 容	判断基準 番 号	管 理 基 準
新 設 措 置	1. エネルギー効率の高い機器の選定 ① 業務用機器を新設する場合は、エネルギー効率の高い機器を選定する。	1 (7) ④ア	
	2. 空調負荷の軽減 ① 熱を発生する業務用機器を新設する場合は、専用の排気フードや排熱装置を設ける等により空気調和設備の負荷を増大させないように考慮する。	1 (7) ④イ	
	3. 特定機器の機種を選定 ① エネルギーの使用の合理化に関する法律第78条第1項により定められたエネルギーを消費する機械器具(特定機器)に該当する業務用機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮する。	1 (7) ④ウ	